

第126号

行政と町民の調和（ハーモニー）

草津町議会だより Harmony



姉妹都市 ドイツ ビーティヒハイム・ビッシンゲン市 ホームステイ

主な
内容

平成24年度決算を認定……………	P2
決算審査意見書……………	P3
決算総括質問……………	P4～5
こんなことがありました……………	P6
委員会報告……………	P7
議案質疑……………	P8～9
動議……………	P10～11
議会報告に対して……………	P12
請願書・陳情書……………	P13
忙中感記・議会日誌……………	P14
一般質問(1人)……………	P15
町民ひろば・編集後記……………	P16

平成25年草津町議会第4回定例会が9月4日から9月10日までの7日間にわたり開催されました。

平成24年度一般会計ほか各会計の決算認定議案、補正予算と追加議案も含めて15議案、報告事項2、発議2議案がそれぞれ上程され慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

初日には決算総括質問が、最終日の一般質問では1名の議員が質問を行ない、町の考えをただし

第4回9月定例会開催
(9/4～9/10)

平成24年度決算を認定

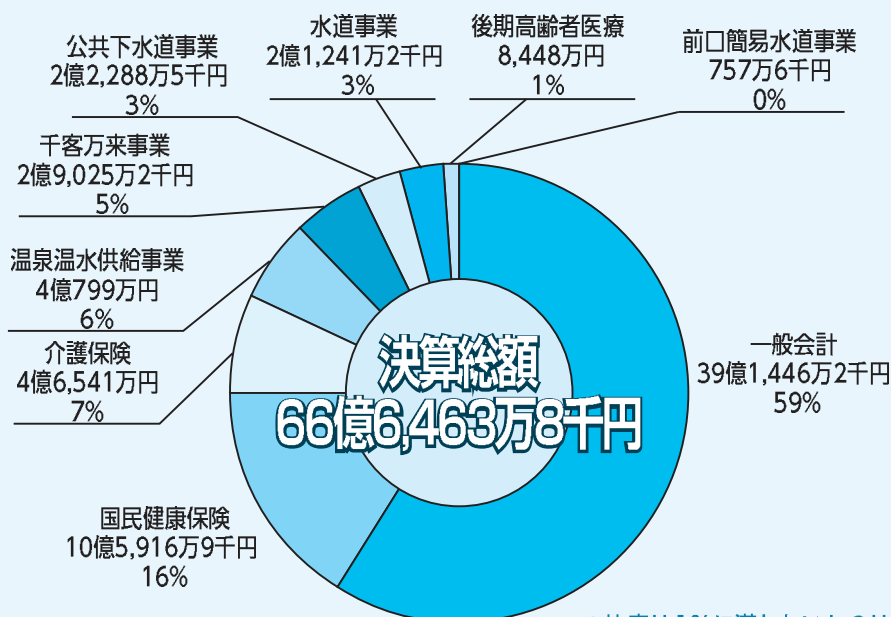
議案第1号 一般会計決算認定
 議案第2号 国民健康保険特別会計決算認定
 議案第3号 介護保険特別会計決算認定
 議案第4号 後期高齢者医療特別会計決算認定
 議案第5号 公共下水道事業特別会計決算認定

議案第6号 前口簡易水道事業特別会計決算認定
 議案第7号 水道事業会計決算認定
 議案第8号 温泉温水供給事業会計決算認定
 議案第9号 千客万来事業会計決算認定

決算って？

草津町の決算は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を1会計年度として歳入・歳出を決定し、その年度の出納完結後、予算と実績とを対比して作成されます。

地方自治法第233条によれば、会計管理者は毎会計年度、決算書を作り、出納の閉鎖後(5月末)3ヶ月以内に、書類を町長に提出しなければなりません。町長は、監査委員の審査を経て、議会の認定を受けなければなりません。



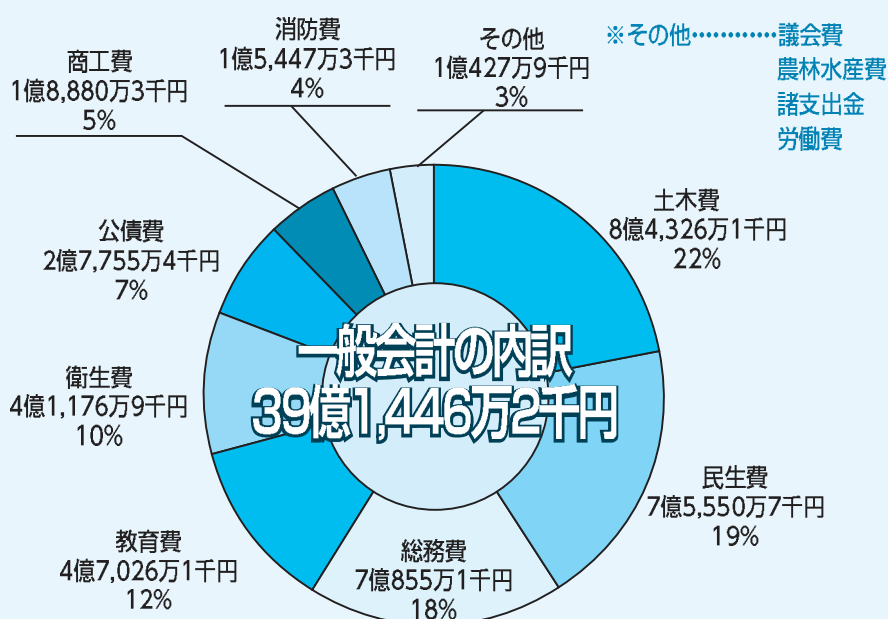
※比率は1%に満たないものは0%と表示されます。

※企業会計(水道事業・温泉温水事業・千客万来事業)については収益的支出の額

一般会計って？

国や地方公共団体の会計区分の1つで、特別会計に属さない全ての会計のことです。

福祉や教育、消防、道路事業など住民のために広く行われる行政運営の歳入と歳出の会計のことです。



※その他……………議会費
 農林水産費
 諸支出金
 労働費

平成24年度決算審査意見(要旨)

監査委員 田村 泰哉
監査委員 市川 栄一



田村代表監査委員



市川監査委員
(議会選出)

と多額な状況であることからも、粘り強い収納努力をすることともに、処分に当たっては徹底した調査のうえ厳正に対処されたい。

国民健康保険 特別会計

本会計の税収は、伸び悩んでいるが、医療費の総額が毎年過去最高と増加の一途をたどっている中で、収入未済額の縮減に向け引き続き努力されたい。

徴収率においては前年度に比べ、やや上向いているものの、滞納者の慢性化が見受けられるので、新たな時効を発生させないよう更なる努力をされたい。

介護保険特別会計

要介護者の増加は避けら

れないところであり、給付費は年々増加傾向でこの先不透明となっている。また、滞納の増加については歯止めがかかっておらず、負担に対する公平性の確保のためにも、早期に接触を図り、粘り強い納付指導を行うなど、引き続き収入未済額の縮減に努められたい。

後期高齢者医療 特別会計

本会計の滞納額は現在のところ少額であるが、今後、国民健康保険特別会計の滞納者が後期高齢者医療特別会計に移行し滞納額が増えていくことが予想されるので、高齢者に対しての理解を得て滞納を増やさない努力を尽くされたい。

公共下水道事業 特別会計

本会計の滞納額は前年に比べ1千300万円減少したものの、いまだ1千900万円の滞納があるので滞納解消に更なる努力をされたい。
また、下水処理場は、10

年15年先の改築更新計画を模索し早期整備着手を目指しており、再び新たな投資を必要とするところにきているので長期的な計画を望むところである。

前口簡易水道事業 特別会計

歳入歳出とも増加傾向であり今後の給水人口の変動による需要への対応と水量、水質の安全、安定供給の維持に努められたい。

本年度の滞納額については、特に増加している中で、給水停止等の措置を視野に入れ、収入未済額の縮減に向け努力されたい。

水道事業会計

本年度は、営業収益101.2%で約270万円の増収となった。そして、599万円の当年度純利益を確保することができ、安定した経営状態で推移している。また、計画的な施設更新は必ず必要となることから長期的視野に立った計画的かつ効率的な設備投資をされるよ

う要望する。

温泉温水供給事業 会計

事業収益、純利益共に前年度を上回った。

滞納額は減少しており、給湯停止措置及び給湯停止予告の実施が効果を上げていると見られるが、まだ多額の滞納があるので、引き続き、給湯停止措置等を実施し、その解消に更なる努力をされたい。

千客万来事業会計

(株)草津観光公社において、当期純利益を計上し、本会計においても、純利益を計上する結果となった。

しかし、温泉会計への借入金金は、依然14億円のままであり、今後財務内容の改善をして、返済計画により確実に返済を行うよう要望する。

滞納問題は、近年、税、使用料共に減少傾向にある。しかし、相変わらず滞納者の固定化、高額化が顕著であるので、収納率向上に向け引き続き積極的な収納対策に努められたい。
また、不納欠損額は、前年度に比較して463万円減少しているものの3千936万円



決算総括質問



上坂国由議員

Q1 町税の収納率について

歳入の半分以上を占める町税について、個人・法人町民税、入湯税、都市計画税等の滞納状況は、震災以降、改善しているのか。

また、固定資産税の税率の負担軽減を行った結果として、滞納の解消効果に繋がったのか。その財源の穴埋めの交付税はどのくらいの効果があったのか。

次に、投資的経費で、主要事業として「社会資本整備総合交付金事業」の御座之湯新築工事、湯路広場整備設計業務、街なみ環境整備事業計画策定業務、西の河原公園整備調査設計委託等を行ったが、やはり、「御座之湯」新築工事が目玉事業であった。

A 町長

滞納状況は、平成23年度決算時では総額で概ね5億4千659万円の滞納額だったが、平成24年度決算時では、総額で5億455万円で4千200万円程減

少した。町民税・固定資産税・都市計画税・入湯税等について滞納額の減少が見られた。特に入湯税は、調定額で前年対比114.68%と、入り込みも増加しており、滞納額も前年より258万円程減少した。入り込みの回復に伴い、滞納状況の減少に繋がっている。しかし、まだまだ厳しい状況であるので、鋭意努力したい。

固定資産税は、平成24年度評価替えに合わせ酸害に対する補正ということと、家屋について税率の軽減を行なった。これにより非木造のホテル・旅館は大幅な減額となった。このことによつて、平成24年度の収納率は前年を下回ったものの収納率では、前年対比1.8%増となり次年度への滞納繰越額の解消になった。又、減額となった固定資産税分を他の納税へ振り分けて頂いた結果、滞納繰越の減と、収納率の上昇にも繋がった。

軽減措置に関連して、その財源の減額分を補う地方交付税の効果については、平成23年度と24年度を比較して、固定資産税の家屋分の調定額は、評価替えと酸害による補正分を併せて、1億3千113万7千円の減額となった。家屋分の普通交付税への影響額は、前年度と比較して9千595万1千円の増額。さらに平成24年度から中之条病院の病床数による需要額を各町村に算入することとなった

ため、普通交付税で1千835万9千円、特別交付税で2千272万4千円、併せて4千108万3千円が算入された。これによる交付税の増額は合計で1億3千703万4千円となり、減額分を補っている。

御座之湯の入込と売上は、4月25日のオープンから8月末まで、入込客数は5万5千299人、売上は3千239万4千円。「ちよいな三湯めぐり」は、8月末までに5177枚を販売、その内2041枚は御座之湯での販売。御座之湯は、インフォメーションとして、他の浴場の入込・売上にも好影響を与えている。

懸念された大滝乃湯及び西の河原露天風呂の入込・売上も御座之湯の影響を受けることなく、前年対比で100%以上となっている。御座之湯の当初の年間売上目標8千万円はクリアできるものと思っている。

Q2 国民健康保険 特別会計について

平成24年度において税率の見直しを行ったが、税収は伸び悩み、医療費は増える傾向にある。一般会計からの繰入に依存する状況が続いている。今回の決算において、税率の見直しはどのような効果があり、今後、一般会計からの繰入金金の削減に向けて、どのような施策をお考えか。

また、慢性化している滞納者に対する対策と、税率改正

を受け入れざるを得ない町民に対して、どう説明していくのか。

A 町長

平成24年度、医療分と後期高齢者支援金分の所得割率等の改正を行い試算した場合、調定額は2億4千525万6千円となつているが、改正しなかった場合、2億2千326万4千円となり、2千199万2千円の増額となつていることから、一定の効果はあったと思う。また、25年度は、40歳から64歳の対象となる介護納付金分の改定を行い総額で約275万6千円の増額となつている。

今後一般会計からの繰入金については、法定繰入金金が6千124万2千円となつており、これは制度上町が負担しなければならぬものとなっている。法定外繰入金金の削減策については、特定健診を含めた健康増進政策の強化、悪質な滞納者対策をしつかり行い、極力減らす方向で考えている。今後において、収納率の向上と医療費の抑制に努めて参りたい。

今後も、差し押さえ、資格証の発行、医療給付額の税への充当、給付の停止など厳しい処分も引き続き実施し、「払えないのに、払わない」悪質な滞納者に対しては断固たる態度で臨み、善良な納税者の方々に不公平を生じさせることのないよう、徹底した滞納対策を実施していく。税率改正については、保険

Q3 介護保険特別会計について

基金に関しては1億4千万円を超え、今後の社会背景から、多くの準備金が必要になることは必然であると考え。そこで、高齢化に伴い、ますます給付額が増加していくと思うが、給付費を抑制する為の、介護予防に関する具体的な施策は。

A 町長

介護保険は、高齢者の増加により全国的に保険料の値上げがあり、抜本的制度の見直しが検討されている。

草津町としても介護保険制度の長期的安定が必要と考え、以前から介護予防事業に取り組み、平成18年からは、地域支援事業として様々な事業に取り組み、人材の育成も行っている。

介護保険は、3期9年にわたり介護保険料を据え置いており、今後も安定した運営が出来るよう、努力してまいりたい。



決算総括質問

Q4 後期高齢者医療 特別会計について

本会計は、群馬県での広域連合が主体となっているが、このような方式が、国民健康保険にも出来ないか。

A 町長

国民健康保険は、社会保障制度改革国民会議において、具体的な議論を重ね、順次国会へ法案が提出される予定。報告書の中で国民健康保険については、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の積極的な役割が果たされるよう、適切に役割分担する事とされている。現在、群馬県においても、県と市町村で、広域化に向けた群馬県国民健康保険広域化等支援方針作業部会を設け、保険財政共同安定化事業について検討している。

Q5 公共下水道事業 特別会計について

本会計も滞納の減少は見受けられるが、どのように改善して行くのか。

また、下水処理場の設備は、厳しい財政事情を見ると新規設置は難しいと言わざるを得ない。そこで、大規模な改修が必要と思うが、施設の長寿命化計画の進捗状況をお聞きしたい。
また、大規模な改修を行う

場合、一般会計からの繰入を少なくするには、受益者負担、使用料の改正も視野に入れているのか。

A 町長

滞納の改善は、平成24年度は大口の滞納者の納付があったことから滞納額は大幅に減少した。滞納対策としては、3ヶ月間以上滞納している者に対して、電話・訪問等により納付をお願いしている。下水道に関しては給水・給湯のような停止処分が取れないので、水道事業・温水事業部門と連携し対応している。下水処理場施設は今年度と来年度の2箇年で水処理装置の更新を進めておるところである。耐震機能を有しておらず、安全性確保の上からも、将来は大規模な施設の改築・更新を進めなければならない。計画的に整備規模・内容を検討し、数回に分けて整備してまいりたい。施設の長寿命化計画は、水処理装置の更新が済んだ後、汚泥処理について、詳細な検討を行い、事業実施したいと考えている。施設の改修に伴う新たな受益者負担金については見込めない状況となっている。使用料の料金改定については、今後早い時期に改定を行い、一般会計からの繰入金を減少させる必要があると考えている。

Q6 前口簡易水道事業 特別会計について

滞納状況及び不納欠損の上昇について、具体的な説明を願いたい。

A 町長

16万5千円あったものが平成24年度には43万9千円と27万4千円の増となっている。前口簡易水道は、2か月に1度の検針、納付書の発行という制度をとっていることかから収め忘れ、あるいは納付の意識の低下などにつながっていると考えられる。今後、滞納金額が少額な内から徴収に努め、悪質なものは給水停止等の処分をしてまいりたい。

Q7 水道事業会計について

A 町長

滞納の状況は、平成22年度以降減少傾向にある。また不納欠損は納入義務者の死亡、破産等の事由により、税務課及び温泉課と調整を図りながら判断し、処理している。24年度の上昇については、大手ホテルの破産によるものである。

Q8 温泉温water供給事業 会計について

事業収益が震災の影響から立ち直り増収と併せ、滞納の減少が見受けられ、当局の努力を感じるが、不納欠損が増減する原因とその対応についてお聞きしたい。

A 町長

最近における不納欠損額の推移では、各年度によってのバラツキがある。不納欠損額が年度によって増減する要因については、その該当の年度中に大口の滞納者が不納欠損処理の対象になるかの判断によって大きく左右される。この対応については、監査委員からの意見書にも記述があるように、早い段階から給湯停止措置の業務を適正に行い、滞納額の巨大大化を未然に防止するのが一番の対応策であると考えており、今後も引き続き適正処理を進めていく所存である。

Q9 千客万来事業会計について

A 町長

指定管理事業において(株)草津観光公社の経営基盤の安定が、会計についての安定を大きく左右するが、指定管理される事業施設ごとの進捗状況をお聞きしたい。

草津観光公社については、平成24年度決算において、当期純利益が2千444万円と、昨年度に続いての黒字決算であった。また、千客万来事業会計の年度末現金残高は、5億982万1千円となっており、よくスキー場のコース整備も手をつけられるまでになった。営業状況については、大滝乃湯が前年対比136%と売上を

要望

伸ばしており、他の施設についても前年対比で103%から115%と売上を伸ばしている。観光公社の総売上高の50%以上はスキー場事業の売上が占めているが、反面、千客万来事業会計の支出の大半は、スキー場事業を維持するため経費となっており、今後の老朽化したリフトの架け替え等も考えられ、さらなる合理化が求められている。道の駅事業は、営業利益を出しているが、高原ゴルフ場は、施設使用料を差し引くと、赤字経営となっている。今後も油断のできない状況は続くものと思われる。

最後に、長年の懸案事項であった、湯畑再開発が本格的に始動し、新たな名所「御座之湯」が誕生した。この新たなランドマークを核として、様々な施設を活用し、多くのお客様を迎え、各施設へ売上増をもたらし、税収の向上を図ることが草津町の財政健全化に繋がるものと思う。各団体が行うこと、町が行うこと、議会が出来ることを連携し、少しでも多くのお客様をお迎え出来るように私たちも努力したい。町当局においても、知恵を絞って、少ない費用で確実な効果をもたらす施策を検討していただくとともに、来年度決算では、昨年度以上の実績が残せるような活躍を心より期待している。

こんなことが きまりました

 は総務観光常任委員会に付託された議案
 は民教土木常任委員会に付託された議案
 は温泉温水対策特別委員会に付託された議案

条例改正等

○議案第10号

草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

本年6月21日に公布された「小規模企業活性化法」の中で、中小企業信用保険法の改正があり、小口資金に係る部分として、「小規模企業者」の定義に項ずれが生じたため、改正しました。

○議案第14号

吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議

本年4月1日付けで「障害者自立支援法」について、その名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改める等の改正が行われたこととともない、組合規約の一部を変更しました。

○議案第15号

建物収去、土地明渡し等の請求についての訴えの提起

当事者

原告 草津町
 被告 宗教法人白根神社
 代表役員 木暮秀利
 及び 白根神社総代会
 会長 後藤文雄

対象物件

土地 草津町大字草津字西ノ河原原甲
 地積 一八二一平方メートル
 建物 右記土地上の建物

請求の要旨

- ① 建物の収去及び土地の明渡しを求めるもの
- ② 損害賠償金の支払いを求めるもの
- ③ 訴訟費用の負担を求めるもの

人事案件

任期満了に伴い、次の方の任命・選任に同意しました。

○議案第13号

草津町教育委員の任命
黒岩智絵子さん（再任）

報告事項

○報告第1号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化比率等の報告

○報告第2号

第3セクター等の会社にかかる決算報告

発議（議員提案）

○発議第1号

草津町議会は、次の意見書を内閣総理大臣等に対して提出しました。

道州制導入に断固反対する意見書

提出先

内閣総理大臣
 副総理
 内閣官房長官
 総務大臣
 衆議院議長
 参議院議長
 内閣府特命担当大臣
 道州制担当

○発議第2号

後藤文雄議員に対する辞職勧告決議

西の河原公園内の町有地に建つ白根神社所有の白根茶屋について、違法な建築物であることが判明したため、白根神社代表役員から委任された、白根神社総代会会長である後藤文雄議員に、草津町から撤去して明け渡しよう昨年再三にわたり通告してきたが、何ら進展がみられていない。

このような状況にある中、後藤文雄議員は平成25年8月、自ら主導し白根神社に隣接する草津町の都市計画公園である困山公園のグラウンドを、管理する草津町に無断で駐車場として使用し、駐車料金も徴収した。この行為は明らかに法律に違反する行為であり、罰則の対象となる行為である。

よって、後藤文雄議員は今回の行為の重大さを真摯に受け止め、速やかに草津町議会議員を辞職するよう勧告した。

（詳細は、平成25年9月27日発行の草津町議会報告でお知らせしたとおりです）

平成25年度 補正予算（9月補正）

会計名	補正額	主な内容	総額
議案第11号 一般会計 	1億886万4千円	歳入 地方交付税・・・1億696万7千円 県補助金・・・177万5千円 歳出 町費積立分・・・8,000万 防火水槽設置工事・・・840万	37億5,542万4千円

会計名	補正額	補正後額
議案第12号 温泉温水供給事業会計 	収益的	
	収入	1,746万5千円
	支出	1,570万7千円
		4億3,923万5千円
		4億6,815万5千円

委員会審査・報告

総務観光常任委員会

付託された議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 14号、議案第15号について審査し、原案のとおり承認いたしました。

【付託議案外】

○街並み環境整備事業について

当局から街なみ環境整備事業の工事について、「湯治広場工事については入札の不調や、補助金の手続きなどもあり工事が遅れていることから、白旗の湯及び白旗源泉前の広場の石張りについては本年度工事とせず、来年度に行いたい。」旨の説明がありました。

また、「天狗山第一駐車場のトイレ建設についても、現在設計を行っているが、森林管理署及び環境省等の許認可の許可が10月以降となり、冬の工事になってしまうため、この工事についても来年度工事にしたい。」という説明がありました。

○土砂災害防止法に基づく「土砂災害、警戒区域等の指定」について

当局から、国において土砂災害防止法が平成13年4月に施行され、これにより、都道府県が行政区単位で土砂災害による被害を受ける恐れのある場所の地形や地質、土地の利用状況などの砂防基礎調査を実施し、区域指定

を行うこととされました。

群馬県においても草津町の基礎調査は終了しており、早期に指定の手続きを進めるための住民説明会を計画しているとの事です。

○ケンタッキー草津国際スキー場店の閉店について

ケンタッキー草津国際スキー場店については、来年12月に契約更新を迎え、ロイヤリティの値上げ、店舗のリニューアル等も求められており、売上も年々下降傾向にあることから、今シーズン限り、来年3月末で閉店したい旨、指定管理者である観光公社から打診があり、町としても了承する方向で進んでいますとの報告が、当局よりありました。

○御成山ゲレンデの改良工事について

委員より

御成山ゲレンデ改良工事の進捗状況についての質問がありました。

当局からは、国有林関係の許認可手続きで時間がかかり、工事着手が遅くなったことから、土の搬入が遅れているが、今月中には草津道路の拡幅工事も再開され、土の搬入が可能となるので、スキーシーズンまでには工事を完成させるとの説明がなされました。

民教土木常任委員会

付託された議案等について審査いたしました。

○議案第11号 平成25年度草津町一般会計補正予算(第三次)(担当項目) 原案承認

○請願・陳情に係る委員長報告

陳情5 「町内巡回バス停留所設置についての陳情書」継続審査

【付託議案外】

1. 秋の道路愛護デーについて
2. 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等の指定」について
3. 役場前の歩道設置工事について

4. 戦没者追悼式について

5. 一般会計の基金等の状況及び千客万来事業会計の状況について

6. その他

ペットボトル等の廃材を加工した看板・案内板等の利用について提案。

委員より

道路愛護デーの議員の視察のあり方や、町内巡回バスのステップの高さ、停留所についても細かく調査をするよう当局に依頼。

温泉温水対策特別委員会

付託された議案について審査いたしました。

○議案第12号 平成25年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算(第一次) 原案承認

委員より

天狗山付近の旧ホテル跡地の土地利用の申請はあるのか。

旅館等、休止している温泉施設の温泉契約状況は。

地熱発電反対の立場から、近隣地域町村との連絡協議などをしていく必要があるが、当局側の今後の予定など温泉利用、地熱関連の質問がなされた。

議案質疑

山田英器議員



Q 議案第1号、保健体育費委託料のうち、サッカーグラウンドにかかる費用はいくら。また、使用料及び賃借料55万2千円は、サッカーグラウンドの借り上げ料だけか。

A 教育委員会事務局長
サッカーグラウンドにかかる費用は一面当たり約100万、7面で約700万ほどかかっている。借り上げ料は、土地の借り上げと管理機器の借り上げも含まれている。

山田英器議員

Q サッカーフェスティバル、本年度は24チーム、約6千泊あったと報告を受けた。町が約1千万強の補助をしている。これからは受益者負担をしていただきやっていた方がよいと考えるが町長の考えは。

A 町長

サッカーは、全てのフェスティバルで1万何千泊となる。観光草津の誘客宣伝で、グラウンドは大変効果をもたらしている。管理するための維持費は莫大な金がかかるがサポートしていく、スポーツ部会にも自助努力をしてほしいと思っている。

山田英器議員

Q この委託料、ほぼ観光イベントという感じなので、教育財産から観光財産にしたほうがよいと思うが、町長の考えは。

A 町長

補助制度、交付税制度の仕組み上の中で教育財産として持つてきたものと思う。会計上の問題なので改善できるものはしたい。

羽部光男議員



Q 議案第1号、労働費について、当初予算4万6千円に対して支出が6千円。労働費の性格と、4万円が不用額となった理由は。

A 住民課長

吾妻労働基準協会負担金、吾妻職業安定協会負担金、非核平和行進吾妻地区負担金で計上してある。非核の平和行進に3千円ずつ6千円の支出。吾妻職業安定協会の負担金はなかった。

羽部光男議員

Q 非核関係の団体へ3千円ずつ2件。非核という問題について、若い人たちに今後、被災地を見学させるとか、盛り込んでいただけないか。

A 町長

来年度予算についてこの辺が何であるのか、きちんと精査した上で計上したい。

水出文夫議員



Q 議案第1号 財政力指数が〇・八六という、かつて財政力指数一〇を超えた時代もあった。それから約10年経過して、〇・八六という数字、調べてみたが、何と2億800万ほどの税負担が減額された。大変ありがたい。昨年1年間、どのように町民の方々と税収、税に對し声をお聞きしているか。

A 税務課長

町長の政策で24年度固定資産税の減額が1億3千万。これは交付税の中で補填した。町民のご理解により、遅れぎみだった納税がかなり解消され、徴収率も伸び、固定資産税が減額された分を他の税に振り分けていただいた。

水出文夫議員

Q いい結果が出てきている。町長が進める観光と福祉、これはある意味大きな福祉政策の一つ、この後、黒岩町長は第2、第3の福祉政策なるものをいかように実現していくお考えか。

A 町長

全国でも例が余らないと思われる固定資産税の減額を政策的にした。合法性をもたして国からの交付税参入をしていただく、結果としては町民が楽になる。滞納は、私が町長になってからかなり厳しい措置をとっている。時効を成立させないこと。固定化した滞納はふやすことはしないよう命じている。

財政の改革、経営の改革を全面に取り組んで、うまくいっていると思う。今後は、そういう財政を見据えた上で全体的政策をとっていきたい。国保税の滞納は大変頭の痛い問題、今後よい方策を見出したい。

水出文夫議員

Q 国民健康保険税、介護保険税、将来に向けて住民負担の軽減をお願いしたい。

黒岩 卓議員



Q 議案第1号、滞納問題、今後、不納欠損になりそうな額というのは、どのくらいか。

A 税務課長

ワースト10で全体の滞納額の47%。全体で2億3千900万。この3分の1ほどが取り立てができない状態である。

黒岩 卓議員

Q 今後不納欠損が3分の1ぐらい。やむを得ない不納欠損と思う。町長が今後努力しろというところで、税務担当は非常に努力している、頑張っている。頑張りたい。

A 町長

本場に難しいが、全ての税に關して不届きとされるものに対しては毅然とやる。

桜井伸一議員



Q 議案第1号、企画費の不用費55万7千円、清掃費の不用費27万ほど、観光費の160万ほど。

どの不用費、黒岩町政としてやらなければならなかったがどうしても不用であつたという額の不用費があれば、教えていただきたい。

また、主要施策の内容報告をしていただきたい。

A 企画創造課長

企画費の不用額、ほとんどがパソコン、ネットワーク関係、庁内LANの費用。町長の施策で経費を減らしていくんだということで、吾妻郡で取り組んでいるということを行って。そういう中で若干不用額が出た。

A 生活環境課長

清掃費の不用額、環境関係、清掃関係への団体への負担金、郡単位の団体等がある。危険物取扱者、施設管理者等の研修会、集団回収の助成金、観光公社から職員2名の出向の負担金。人件費、退手組合で、特に施策と異なつたというような状況ではない。

A 観光課長

観光費の執行残、節約したことによる不用額である。

A 企画創造課長

主要施策事業、街なみ環境整備事業関連事業の都市計画費が5億4千万円。御座之湯関連の事業概ね4億円。そのほか西の河原公園の設計委託、湯治広場の設計委託、景観ルールができたところは建物の改修についての助成金、電線の無電柱化工事をやっている。

桜井伸一議員

Q 観光誘客推進対策事業で2千万の委託、要するに青年部に宣伝をしてくれと言った金額なのか。

議案質疑

A 観光課長

そのとおり。

桜井伸一議員

Q この2千万が使い切らないとか、余って何に使ったらいのか、わからなかったと当事者から伺ったことがある。まさに不用額。この辺のところを伺いたい。

A 町長

町長になつてから余つた金は何かに使っちゃ許さない。そういう中でいろいろなやりくりして、逆にほめていただきたい。また青年部に2千万、この2千万は観光協会に拠出している。観光協会と旅館組合と商工会と話合つてやっていると、全然足りないからもうとふやしてくれ。とても町もそんなふやせる状態ではない。

桜井伸一議員

Q 補助金はしっかりそれを精査して使用していただきたい。担当課も精査をしていただきたい。黒岩町長の施策によつて税というお金を合理的に有効に使っていくことを願う。さらには26年度の予算において、盛り返して引張つていっていただきたい。

A 町長

私の政策にご理解をいただきありがたい。様々な施策を打つてきたことがいい方向に向かつてお客さんもふえていく。精いっぱいやってきたつもりだ。

上坂国由議員

Q 議案第11号、総務費賦課徴収費、法人町民税過年度還付金等100万円の詳細と、商工費、保証協会代位弁済、239万7千円について伺いたい。

A 税務課付課長

法人町民税過年度還付金等100万円は、予定申告にかかる納税に對し、確定還付金が発生した。保証協会代位弁済の関係は滞納があるが納税誓約書で分納をしている。

上坂国由議員

Q 税務課付課長としてどういう方向でこれから徴収をしていくのか。その意気込みは。

A 税務課付課長

善良な優良な納税者の方々と滞納者の公平公正を期すため、滞納解消に向けて強化している。財産等の差し押さえ、預金、給料の差し押さえ、競売等、処理の強化を最重要課題として検討していきたい。

上坂国由議員

Q 大変な部署だが、引き続きこの滞納に對して慎重に取り組んでいただきたい。また、保証協会代位弁済は、小口融資でこういう焦げつきがつく状況で貸し出しをしているかどうか、チェックをしているのかどうか伺いたい。

A 愛町部長

きちんと対応しており、未納額についても、特別徴収というようなことで努力をしている。

○ 議案第1号

桜井伸一議員

Q 道州制の反対意見書、断固反対というよりも、道州じゃなくて群馬県、各都道府県の合理化というものはやっぱり必要不可欠と考えているので、その断固反対というこのニュアンスはどの辺まで断固反対なのか。

A 黒岩総務観光委員長

「道州制導入に反対する意見書」提出要請の主な理由が、導入後の具体的な形を示さないまま期限を区切り、道州制ありきの内容で事実上、合併を余儀なくされるおそれが高いからという理由。道州制が悪いとかいいとかという問題。断固反対というのが通常の表現だと思う。

桜井伸一議員

Q 各都道府県の合理化が私自身は必要だと思う。断固というふうに否定されると困る。町長の考えはいかがか。

A 町長

市町村がどうなるか、県が中二階的な意味と言われる、直接市町村と国と、という方は今の制度の中ではなかなか難しい。道州制を導入することによつて、市町村の合併を促すと同時に、47都道府県の合併も促すという国の予算の政策上の判断と認識している。今のところ賛成できない。

○ 議案第2号

桜井伸一議員

Q 意見として、本人を除く9人の議員で全員提案者になっている。どれだけ大きい問題かというのを我々は再認識し重く受けとめなければならぬ。

○ 議案第15号

桜井伸一議員

Q 相手方、宗教法人白根神社代表役員、時系列の資料によると、白根茶屋の建物について

て代表役員は、この件について知らない可能性があるのではないか。この問題の焦点は、草津町と白根神社を全体に巻き込んだ、関係者全員を巻き込んだ問題にしている。こういう意図が見られる。もしも代表役員がこの問題を知らなかったらどういう対応をとるのか。

A 町長

提訴をできる権能を与えられてるのは、法人もしくは自然人。総代会というものが権利能力なき社団に当たるか否か、法律上かなり難しい問題だ。ただし、白根茶屋の契約者が、会社で契約して、そして貸賃人が白根神社の総代会会長。総代って何か。神主の補佐をして相談に乗る立場。つまり、当事者能力ない人が契約を結んでいると、個人で契約したというふうにとれる可能性も出てくる。代表役員は何か知らない。後藤さんに預けてあります。後藤さんには法律上の体裁をなす人ではない問題、この辺をだれに絞るかは、法律家と相談の上、決めていきたい。

桜井伸一議員

Q この議案の一番の当事者の部分については変更の場合もあるという解釈で若干安心もある。資料の時系列を読んだら、後藤議員本人の発言を聞いてみると、代表役員は何も知らず、全て後藤議員に任せるとあると解釈できる。後藤議員が自分で行ったというのを発言しているの、草津町対白根神社でなく、草津町対後藤議員という対応になると思う。

さらに町に對しての回答書は弁護士からの回答だが、事実と相反する部分がたぐさある。あきれ返つて物が言えない。何が我々議会として問題かという、議員パッチをつけた人間が草津町の財産である、しかも国立公園内の自然公園法内の町有地、これを、取得時効でとっちゃおう。常識では考えられない。これこそ非常識、同じ議員仲間として恥ずかしい、寂しい。来年の1月に町長選がある動きでこの問題を取り上げて悪いものではない。やはり、いいものという姿勢で、ぜひ慎重に對應していただきたい。

A 町長

神社に對して町がとやかく言う立場にない。あの場所が町有地で、その不法占拠を町有地で、そこに對し、相手が時効で取得すると宣告したわけだから、現在の法律でいくと神社のものは容認するわけにいかない。管理者として、これは毅然とやらざるを得ない。神社のグラウンド、公式名、岡山公園、これは地名がだれであるかが公園管理者は草津町長。私が全く知らないところで、バラスを敷いて駐車場にして金をとる。恐ろしい行為だと思う。パッチをつけた人間が取得時効を引用するというのはとても考えられない。首長として、提訴しかならないということ。

(白根茶屋及び囲山グラウンドの件)に対し、 提出され、賛成多数により議題としました。

①経過を明らかにする

町から白根茶屋への
今までの対応は？

桜井議員

西の河原公園内の白根茶屋は町有地を占有しているが、町側は今までどのような対応してきたのか。

萩原町長時代から
通告をして

町長

白根茶屋については、当時の萩原町長が建物の改装工事について一時見合わせを願った旨の通知を行い、それから何度も通告をしているが建築確認の手続きがなされないまま改築が行われてきた。

氏子への配布した
文書への見解は？

桜井議員

白根神社氏子総代会長後藤文雄名で氏子各位に配布した文書について事実と反する内容が多々あるが、町側の見解を伺いたい。

遺憾である

町長

萩原町長時代からきちんと手続きを踏んでこまめに行っていることをご理解いただきたい。どちらの問題も大変遺憾である。



白根茶屋

町民に事実を知ってもら
うために議会だよりの発行を

桜井議員

後藤議員が氏子に配った文書では町が白根神社を悪者にしてしまっている内容だが、そういうことではない。議会が白根神社をいじめようとしているという誤解を生じないように議会だよりの発行をし、町民に誤解がないように事実を町民に知っていただく必要がある。

②後藤議員の 釈明を巡って

駐車場経営をされている
方からの提案であった

後藤議員

昨年9月の黒岩議員の一般質問から白根茶屋について認識している。私たちが子供の頃からそこに白根茶屋があり神社のものと認識していた。

役員会議で私が配ったものについては、私の頭の中にあるものを文書にしてしまおうと誤解を生じたり感情的になったりもあると思う。私の考えは対立から融和へ、批判から理解へと色々と話し合いを持つ場を持つて頂けたらと思う。

囲山公園グラウンドについては認識不足だった。保育園が無くなり、草刈りもされずに困ったなど、思っている状況だったので、駐車場経営をされているところとお盆の時期は満車になるといふ事で駐車場に使用するという事で駐車場の使用に実施した。

お客が来て並ぶと向こうを案内して車を置くような形にすればという気持ちでやってみたのだが、町に話しをしなければならぬ事は大変申し訳なく思う。

囲山公園は町有地と
認識していたのでは？

町長

白根茶屋については、せめて建築確認を取っていただければ貸す方法もあるかもしれないと考え、県の土木に連絡をしたが建築確認は建てる前に出すもので後追いでは出せるものではないと言われた。ただ長い間放置してきた町にも悪いところがあるのでなるべく早く立ち退いてほしい。

囲山公園グラウンドについては、後藤議員はここが公園であると認識していたはず。平成21年に白根神社氏子総代会長後藤文雄名で町に陳情がでている。内容は、強風により神社境内の赤松が倒れていたが、当該地は白根神社境内であると



囲山公園グラウンド

ともに草津町の都市計画公園でもあるということ。倒木の伐採をお願いする事で、町のお金で木を片付けている。

後藤議員

協力する気持ちも申し訳ない気持ちもある。ただ、昔からあるものなので知らなかったことは知らないと言いか言いようがないが、良い方向になるように話し合いをしていただきたい。

違法建築物に対し、
町としての対応策は
明け渡し以外ない

町長

法律以前に子ども達の遊び場をどんな理由があろうとも駐車場にという行為は普通考えない。まして、条例を遵守する立場にありながら知らなかったは通らないのでは。白根茶屋については、違法建築物なので話し合いでの対応策はなく、明け渡しをもらう以外はない。

刑法上、
不動産侵害罪では？

黒岩議員

囲山公園の問題について、刑法上、不動産侵害罪にも当たると思うが、自然公園法、都市公園法上それぞれ親告罪としてはどうか。

動議

定例会初日本会議において町長の行政報告 質疑したい旨の動議が桜井伸一議員から

現実の問題として当事者は誰なのか。

不動産侵奪罪に当たる

町長

人の土地を取る場合は不動産侵奪罪であり親告罪には該当しない。

やった行為は神社として相手からも返答を貰っている。当事者はおり、不明ではない。

告訴すべきでは？

黒石議員

はつきりとした物事の中で責任を追及する上で、また町の財産管理の責任を負うのであれば告訴はすべきでは。

慎重に考える

町長

まだ告訴はしていないが、刑事告訴なので慎重に考えざるを得ない。

囲山公園の町有地の場所は？

水出議員

囲山公園の筆界未定地について町有地はどの辺りになるのか。また町が承知をしている今回の囲山公園の駐車場問題について具体的な経過は。

公園の入り口側は町の土地

町長

旧公園によると、入り口側が町の土地。
また観光協会へ後藤議員

から駐車場のお話しが2度あったが断りしたと聞いている。

③ 真実は？

駐車場は誰が行ったのか？

上坂議員

今回の駐車場問題について、後藤議員の先ほどの発言では他の誰かが行ったとしているが、仮に自身が行ったのなら責任転嫁になる。誰が行ったのか後藤議員からはつきり言うべきでは。

白根茶屋への内容証明郵便に、8月末に72万円を入金してくださいとあったが、入金されているのか。

私が提案した

後藤議員

責任は私。私が渋滞緩和策として提案をした。

白根茶屋の事はまだ支払いはしていない。弁護士を頼み返事を出したところで止まっている。

先程はある人に頼まれて行ったと発言していたが？

桜井議員

先ほど後藤議員は「誰とは言えないが、その人に頼まれて使えばよかった。」
「600円の駐車料金についても、ある人が勝手に決めた。」と、発言している。

責任転嫁はしていないという意味合いで言った

後藤議員

発言したが、それは上坂議員の責任転嫁という質問に対し、責任転嫁じゃないということだった。

自分ではしていないかもしれないが、人にやらせたことになるが？

議長

先ほどの発言では、あなたが一切をやったとも言っている。自分ではやっていないかもしれないが、人にやらせた事になる。あなたが関わって行ったことになるが。

提案をしたのは自身

後藤議員

お盆の時期の渋滞緩和の対応策で提案したのは私。観光協会にも先ほどの話しをした。ただ細かいことはその方が決めた。

発言の訂正を

議長

後藤議員の発言に解釈の齟齬があったので訂正を。

私が提案した

後藤議員

もう一度言うが、お盆中は駐車場が足りなくなる。そういうことを想定し、それならばあそこを緩和策で使ったらどうかと私が提案

した。決して責任転嫁をする言い方をしたつもりはないが、もし誤解が生ずるなら訂正する。

伊勢参りの資金捻出か？

町長

伊勢参りへ行く資金捻出のために囲山公園を駐車場にしたと聞いたが事実か。

事実と認める

後藤議員

そういった話しをしたのは事実である。

④ 今後の課題

駐車場問題についても損害賠償に当たるのでは？

上坂議員

囲山公園については刑法も犯しているし、行政側も動いている。これも損害賠償に当たるのでは。

今のところは考えていない

町長

町も直ちに配達証明を出し、撤去されたという経緯からすると損害賠償をという所までは今のところ考えていない。

囲山公園の緑地化について

山田議員

囲山公園は芝生を植えて緑地化するという構想があったと思うが、町側もそういう良い計画があるのであ

ればどんどん進め、こういった事が防止できるので

再整備を考えたい

町長

色々な事業が目白押しで遅れているという意味では反省している。今回を契機に改めて再整備を考える。

白根神社ではなく、後藤議員の行為が問題。町側の解釈は？

桜井議員

今回の駐車場問題に対し、行政は単に条例に基づき行政行為をし、町の財産を守ったということ。白根神社に対してではなく、後藤議員に対して今回の行為が問題である。

後藤議員が氏子に配った文書は町が白根神社に意地悪をしているような事が書いてある。しかし後藤議員が行ったと認めたので、個人で指導したと私は解釈しているが、町側にもこの解釈について伺う。

桜井議員の言うとおり

町長

後藤議員に確認を取ったところ認めたので、氏子のみなさんに責任転嫁をしよというつもりはない。この行為が問題であるという事で御理解をいただきたい。

草津町議会報告(9月27日発行)に対して

「辞職勧告決議」について

議会報告にあるように「西の河原公園内『白根茶屋』に関する経過(草津町作成)」で明らかになつた事実、及び「議会報告」の「辞職勧告決議可決までの経緯」で述べたことで、これが決していきなり「決議」したものでないことは、ご理解いただけるものと思えます。

さらに重大なことは、町議会議員という法律や条例をもっとも厳しく守らなければいけない立場のものが、時日を接して法規違反を犯したことは、町民の負託に応えて活動する資格を厳しく問われる事件であり、議会として取るべき最も重い措置として、「辞職勧告決議」を可決しました。

後藤文雄後援会報「GOTO通信」についての草津町議会の見解

発行責任者後藤文雄氏名で、「GOTO通信」(10月1日発行)が、新聞折り込みされました。「GOTO通信」に記述されている内容に多数の虚偽記載があり、ますので、町民の皆様が誤解されないように再度説明するため、草津町議会としての見解を記しておきます。

1、「過日草津町議会報告と称する私についての書面が」という記述。「と称する」という表現は、息子と称して親を騙してお金を振り込ませるといった詐欺行為

にも用いられる言葉で、議会が「草津町議会報告」を事実を偽って作り後藤議員を攻撃していると言わんばかりです。後藤議員の後援会報ですから後藤議員の不利を隠し行為を正当化しているのですが、「草津町議会報告」は議員辞職勧告に至った経緯を正しく報告しており、読み比べていただければ良識ある町民の皆様には十分ご理解いただけます。

もはや後藤文雄氏の立場は、すでに町議会議員としての自覚も意識も持ち合わせていないのに等しいものと断ぜざるを得ません。

2、「議会報告」の主題は、「後藤文雄議員に対する辞職勧告決議」の「囲山公園のグラウンドについて」の記述では、9月議会で後藤議員が発言した内容(徴収した駐車料金は、伊勢神宮参拝の資金にすると認めた)のひとつかからも触れていないことを合わせ考察すれば、後藤氏が議会の決議を真摯に受け止めてくれていたのか、理解に苦しむところ

です。

囲山公園については、後藤議員個人が法律違反、条例違反をしたことは明白であり、あたかも草津町、草津町議会と宗教法人白根神社の対立のように思わせる「GOTO通信」の内容であるが、本人が本会議で「自分がやりました」と認めているわけで、後藤議員本人の発言と、後藤議員本人発行の「GOTO通信」の内容とまったく違った内容になって

います。

また、西の河原にある白根茶屋については、「100年も前から何も問題なくきている」とのこ

とですが、歴代町長からの勧告、また昭和54年の議会でも何度も問題として取り上げられ、審議してきたのが事実であり、白根茶屋については、今まで草津町の大きな問題として懸念材料でありつづけてきました。

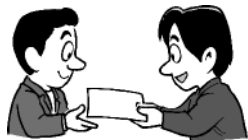
以上の事項を見ても、後藤議員は草津町議会が辞職勧告決議をしたにもかかわらず、何の反省もなく、逆に宗教法人白根神社をも巻き込み、「GOTO通信」で多数の虚偽を記載し、町民に誤った情報を流したことになります。

草津町議会としては大きな問題と判断し、草津町議会だより(ハーモニー)で皆様に事実を知っていただくため、記載しました。

今後ご質問があればお寄せください。

草津町議会だより「ハーモニー」及び「草津町議会報告」は発行の趣旨に基づいて、今後その役割をはたして行き、これからは必要ある毎に発行してまいります。よろしくお願い致します。

最後に、このほか各議員への質問がありました。これについては各議員からの回答をもつて代えさせていただきます。



みなさんからの請願書・陳情書はつぎのとおりとなりました。

件 名	請 願 陳 情 等 の 要 旨	請 願 ・ 陳 情 者 の 氏 名	付託委員会	審 査 結 果
「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情	自然災害などから国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、譲与する仕組みの構築を求める意見書を提出してください。	全国森林環境税創設促進議員連盟 会長 板垣 一徳	総務観光 常任委員会	不採択
「道州制導入に反対する意見書」の提出要請	道州制に対し、「絶対に導入しないこと」と町村議会議長全国大会や都道府県会長会において決定し、政府・国会に適時要請を行ってきた。道州制導入を断固阻止するため、各町村議会が統一して足並みを揃え、意見書を政府・国会へ提出してください。	群馬県町村議会議長会 会長 高橋 正	総務観光 常任委員会	採択 (意見書提出)
町内巡回バス停留所設置についての陳情書	本年7月谷所にオープンした「オランチ草津」前に町内巡回バスの停留所を設置してください。	オランチ草津管理者 宮崎 昇 外101名	民教土木 常任委員会	継続 審査
中央通り活性化に関する陳情書	草津の観光に寄与してきた中央通りが、賑わいを取り戻し、町が推進する「歩きたくなる街づくり」に貢献し、中央通りが草津のイメージダウンにならぬよう、案内表示等の設置をお願いします。	田嶋 康治	総務観光 常任委員会	趣旨 採択
「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願	低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすため、国及び群馬労働局長に対して意見書を提出してください。	群馬県労働組合会議 議長 真砂 貞夫 紹介議員 羽部 光男	総務観光 常任委員会	継続 審査

請願・陳情は、町政などについて、皆さんが直接町議会に要望ができる制度です。

- 町議会に対する請願書の提出には、紹介議員が必要です。
- 陳情は、請願とほぼ同じ扱いですが、議員の紹介なしで提出できます。
- 採択となった請願・陳情について、執行機関は実行の義務はありませんが、議会の意思として十分に尊重されています。

請願・陳情の書き方

次の事項の記載をお願いします。
(決まった書式はありません)

- ① 請願(陳情)の表題・趣旨・理由
- ② 提出年月日
- ③ 請願(陳情)者の住所・氏名・印
- ④ 請願の場合は、紹介議員の署名
(または記名押印)
- ⑤ 連名の場合は代表者を記入し、名簿を添付する。
- ⑥ あて先・・・草津町議会議長

《請願書の書式例》

平成 年 月 日
草津町議会議長 様
請願者 住所
氏名 印
(ほか○名)
紹介議員(署名または記名押印)

○○○に関する請願書
請願の趣旨
.....
請願の理由
.....

《陳情書の書式例》

平成 年 月 日
草津町議会議長 様
陳情者 住所
氏名 印
(ほか○名)

○○○に関する陳情書
陳情の趣旨
.....
陳情の理由
.....

忙中感記



新井祥子議員

「日本語を大切にすること」

—金美齢さんの講演を聞いて—

二〇二〇年、東京オリンピック招致が決定しました。今後、日本に海外から訪れる観光客の数は増大することが予想されます。草津町も観光のお客様だけでなく、関東圏という事から競技関係の方々も来る可能性があると思います。「海外から来る様々なお客様を、十分におもてなしするにはどのようなようにしたらよいのか...」そんなことを考えていた時に、評論家「金美齢」氏の講演を聞く機会がありました。

金さんは一九三四年生まれ。評論家であり、テレビのコメンテーターとしても活躍されている方です。台湾出身の方ですが日本に帰化されており、イギリス・ケンブリッジ大学客員研究員・台湾総統府国策顧問など様々な経歴のある方です。おりしも講演の日はオリンピック

議員が順番に、日頃感じていることなど、自由に書く欄を「忙中感記」として連載します。
9回目は新井祥子議員です。

ク招致が決定した直後でしたので、金さんも「東京でのオリンピック開催は薄れていた日本の存在感を、また強く示せるきっかけになる」ととても喜ばれていました。

きつと、何かヒントになる話が聞けるに違いないと思い、耳を傾けていたところ、金さんは「日本の文化・倫理観・美徳をきちんと伝える事」「私が日本だと、(その位の気概で)自分が発信できる事」が大切と話していました。それには「自分が日本や群馬に生まれた幸せを認識し、感謝して、それをしっかり伝える事が必要である」と話をされました。

教育についても同じことが大切とし、母国語(日本語)を大切にすることを話され「小学校から英語を教えることに私は反対。まず、母国語をしつかりやる。」「読解力を付けて、発信力 思考力を磨くこと、母国語に正比例して外国語は出来る」と話されていました。(9月19日の上毛新聞にも、記事として掲載されています)

著書の中でも「人間は、言葉が豊かになるほど思考も豊かになる。言葉が貧弱であるということは思考力も貧弱であるということになります。だからこそ、まず、母国語を大切にすることがある」と理由を語られていました。「この世の偽善」 曾野綾子・金美齢 P H P 研究所より)

金さん自身は、二人のお子さんを育てられ、ご息子は現在、外国でお仕事をしているそうですが、特に子供のころから、英語を習わせるとかそういったことはしなかったそうです。金さんは「子息に「鬼かあちゃん」と言われている(笑)そうですが、「愛情の裏づけをもつて厳しく育てる」と語っていました(同著書より)

「女性とは生命を送り出すことのできる神に近いことが出来る。しつかりそれを受け止めてその任務を果たしてほしい(日本や日本語の素晴らしさを伝え、自立できる人間に育てる事)」とも話していました。

同じ女性として日本人として、気持ち引き締まるような、背筋が伸びるような気持ちにする講演でした。この講演会を機に日本文化や日本語の素晴らしさを再確認したいと思うと共に、より一層、草津町の歴史や文化の素晴らしさを学んでいきたいと思っています。

議 会 日 誌

7月1日	ぐんま女性議員政策会議行政視察	8月26日	吾妻広域町村圏振興整備組合議会
7月8日	マウントシックスサミット(草津町)	8月27日	西吾妻福祉病院組合議会検討会
7月9日	西吾妻福祉病院組合議会	//	郡民体育祭結団式
7月11・12日	全国ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会総会(岡山市)	8月28日	東部湯の丸インター関連道路網整備促進期成同盟会総会及び上信自動車道建設促進期成同盟会合同の長野県要望活動
7月13日～8月2日	草津温泉サッカーフェスティバル	//	吾妻郡老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会
7月17日	栗生楽泉園とまちの明日を創る会幹事会		
7月20・21日	草津よいと～こソーデーウォーク	8月29日～31日	天皇皇后両陛下下行幸啓
7月25日	福島県猪苗代町議会行政視察	9月3日	中学校体育祭
7月26・27日	姉妹都市葉山町民海水浴	9月5日	楽泉園療養祭
7月29日	西吾妻暴力追放推進協議会総会	9月6日	小学校運動会
//	奥志賀高原「森の音楽会」	9月7日	前口運動会
7月29・30日	全国町村議会広報研修会	9月8日	熱湯マラソン
8月31日	吾妻郡町村議会議長会チャリティーゴルフ大会(草津町)	9月12日	老人クラブ連合会創立50周年記念大会
8月1・2日	草津温泉感謝祭	9月13日	楽泉園敬老祝賀会
8月15日	第65回成人式	9月21日	西吾妻交通安全総ぐるみ大会
8月17日	からまつ荘納涼祭	9月27日	戦没者追悼式
8月19日	草津町・山ノ内町広域宣伝協議会定例会	9月29日	吾妻郡民体育祭
8月23日	上信自動車道建設促進期成同盟会群馬県要望活動		

一般質問

※一般質問は質問者の責任で編集されています

第10回ハンセン病市民学会開催を前に

羽部光男議員

Q 第10回ハンセン病市民学会の準備開始に当たり

二〇一四年（平成26年）

5月に当地草津町で開催される「第10回ハンセン病市民学会in群馬 草津」は、去る9月1日に第1回現地実行委員会が開かれ、実行委員会組織及び名称を決定し、いよいよスタートした。テーマは、昨年、今年のテーマで取り上げられた「いのち」の問題をさらに掘り下げた内容になるものと思われる。

折しも、人権無視と差別・抑圧の象徴である重監房の再現施設及び資料館の建設が始まり、今年度中に完成されることになっている。これにより、より視覚的な理解が深まるものと期待され、ハンセン病療養所と共存してきた地域社会の皆様にとっても、大いに関心が高まるものと期待している。

私たち「群馬・ハンセン病訴訟を支援しともに生きる会」では、準備体制の中心的役割を担う立場から、

二〇〇七年（平成19年）に開かれた第3回ハンセン病市民学会群馬in草津の経験をもとに、町当局や草津町民の皆様を初め、多くの方々に協力いただき、第10回という記念すべき節目にふさわしい集会にしていきたいと思っている。

ハンセン病市民学会という名称は固い印象を与えるが、いわゆる学術的な研究者による専門知識を研さんし合う学会とは違い、いろいろな立場の市民が参加し、研究者、関係者とともに学び、問題の解決に協力し前進する集まりである。草津町民の皆様を初め、多くの方々に参加していただくよう準備を進めて行く。

ことし5月の熊本集會には、中学生、高校生を初め、若い人たちの参加が目立った。それもみずから意志で参加していることに、この運動の目的である語り継ぐことで、2度と同じ過ちを繰り返さない明るい未来への展望があると感じた。

町長には、ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会へ、宮崎議長とともにご参加いただき、療養所の将来構想等について、各参加首

長と意見交換されたとお聞きした。全国の療養所の入所者の平均年齢が82歳を超え、栗生楽泉園ではそれを上回る83・9歳になっている。入所者の皆さんの思いは、長い苦しい時代であったが、生きていてよかったと思える生涯を送りたいということだと思う。さらに、この施設がこれからの社会に意味のある存在として残されることが、入所者・元患者の皆さんの思いにこたえることになる。

「栗生楽泉園とまちの明日を創る会」会長として、また早晚発足する重監房再現施設と資料館の運営委員会の長の任に当たる黒岩町長から、第10回ハンセン病市民学会in群馬 草津の準備に当たる関係者へのメッセージをお願いしたい。

A 町長

ハンセン病市民学会は、平成19年5月に第3回交流集會が草津町で開催をされ、全国より多くの方々に参加をされた。

この市民学会は、関係団体の方々によるさまざまな分野の支援と協力によるものであるものと推察をいたしている。

来年5月に再び草津町で



重 監 房 跡

などで具体的な事業計画の策定がされるものと思うので、前回の実施状況を踏まえ、来年の事業の成功に向けて、できる限り協力をさせていたいただきたいと思っています。

町長としても大変ご苦勞なされた入所者の皆様のことを思うと、胸が痛くなることもある。限界はあるが、できることは何でもするということ。重監房の運営協議委員会の長も、本来私がなるのは性格が違ふというふうに思っていたけれども、皆さん、そして藤田さんからも強く申し入れがあったこと、また国からの強い要請もあったので、私がおさまるのが一番いいということなら、私がということになった。そして、その厚労省疾病課の課長補佐に、常に将来計画についてとかいろいろな情報を早くほしい。国は我々が何を言ってもおのれに腕押しみたいだな感じでよくわからない。だから、いろんな情報を草津町にも提供してほしい。そういうことを条件に、運営協議会の委員長も引き受けたつもりである。今後具体的なことがあったら、また申し述べていただければと思う。



町民ひろば では
皆さんの趣味や活動の紹介など
を募集しています
お問合せは
草津町議会事務局88-7191まで

Welcome to our town!!

～ホームステイプログラム事業～

姉妹都市交流の一環としてドイツ ビーティヒハイム・ビッシンゲン市との中学生を対象としたホームステイプログラムが行われ今年で14回目を迎えました。毎年、ドイツと草津町の中学生がお互いの町を訪ね約10日間ホームステイをするプログラムです。これまで約250名の両国の中学生が交流をしました。

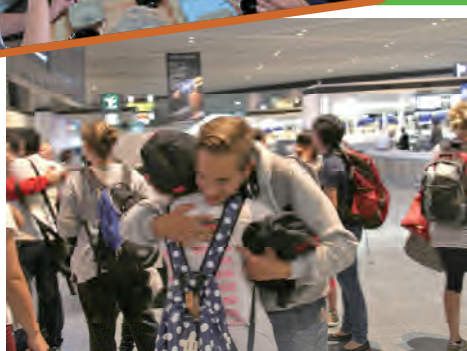
9月中旬にドイツから中学生6名と引率教諭1名が草津滞在を楽しみました。

草津中学生と授業や部活を体験するほか、茶道や書道、浴衣体験等を通じ日本文化に触れました。また温泉を堪能し温泉が大好きになった生徒もいたようです。

最終日の空港では皆が涙で別れを惜しみ、見送りました。



自分達で作った
お蕎麦は美味しい!



この経験は草津町の中学生が国際的感覚を養える絶好の機会であり、これからもこの事業は継続していきます。

多くの方のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

編集後記

最近アメリカでデフォルトについて問題になりました。デフォルト(債務不履行)とは、債券発行者(今回の場合は「米連邦政府」)が破綻するなどの原因により、元本や利払いの支払いを遅延したり、停止することです。米政府は現在、1ドルの支出に対して0.7ドルの税収となっていることから、国家を維持するためには借入れが欠かせない。ところが、政府の債務については上限が決まっており、それは議会の承認によっておこなわれるというものです。議会がもめていて、承認しなければアメリカ経済どころか、世界経済がおかしくなってしまうということです。

議会議員の行動、発言が法に則ったものでなければ、国民また町民が大迷惑するということです。

本来この議会だより(ハーモニ)も町民の皆さんが見たとき、なるほど!今草津町議会はこんな事をしているんだ!など、今後の草津町における夢や希望を届け、また町民の皆様の不安や心配事などを少しでも解消できるようなお知らせをする事が使命だと思います。今後はそのような事を踏まえハーモニを発行して行きたいと思えます。(山田英器)

広報委員会

委員長

委員 羽部光男
山田英器
上坂国由